

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

## 厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和7年2月21日(金) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	20	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）	P. 158
2	議 案	21	和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について	P. 160
3	議 案	22	和泉市認定こども園条例制定について	P. 167
4	議 案	23	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 174
5	議 案	24	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 177
6	議 案	25	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）【厚生文教所管分】	P. 202
7	議 案	26	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	P. 213

### 分割付託案件内訳

#### ※ 議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）

○歳出のうち

3 款 民生費

4 款 衛生費

9 款 教育費

○債務負担行為補正

青少年の家・槇尾山森林浴コース指定管理料

○地方債補正

義務教育施設整備事業

○繰越明許費補正

鶴山台南小学校消防設備等改修事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

光明台北小学校消防設備等改修事業

和気小学校防火設備改修事業

国府小学校大規模改修事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（7名）

委員 長	浜田 千秋	副委員 長	友田 博文
委員	大浦 まさし	委員	坂本 健治
委員	原 重樹	委員	岡田 勉
委員	北川 美穂		

欠席委員（1名）

委員 末下 広幸

オブザーバー（2名）

議長 関戸 繁樹      副議長 吉川 茂樹

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副 市	長	森 吉 豊
副 市	長	吉 田 康 人
教 育	長	大 槻 亮 志
参	与	並 木 敏 昭
福 祉 部	長	西 川 加 恵
市 民 生 活 部	長	立 花 達 也
子 育 て 健 康 部	長	藤 原 一 也
教育次長兼生涯学習部	長	辻 公 伸
教育・こども部	長	東 直 樹
教育・こども部教育指導監		上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課長補佐	上 岡 繁	総務課議事調査係主任	久 保 紗 都 子

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

総務課議事調査係主事 但馬 慧 哉

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○浜田千秋委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

末下広幸委員から欠席の届出がございます。



◎市長挨拶

○浜田千秋委員長 ここで、市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

浜田委員長、友田副委員長はじめ委員の皆様方には御出席をいただき、また関戸議長、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○浜田千秋委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○浜田千秋委員長 それでは、議事に入ります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）

○浜田千秋委員長 議事第1、議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）を議題といたします。

議案の説明を願います。

辻生涯学習部長。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家及び槇尾山森林浴コース）を御説明いたします。

議案書の158ページでございます。

和泉市立青少年の家及び和泉市立槇尾山森林浴コースの指定期間が令和6年度末で満了を迎えることから、現指定管理者である公益財団法人大阪YMCAを指定管理者として再指定するものでございます。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

続きまして、議案補足資料を御覧いただきたく思います。

1、指定管理者の選定、（1）選定の方法等でございますが、大阪YMCAへの随意指定でございますので、非公募となっております。

選定の理由でございますが、現在リニューアルに係る設計業務に着手していることから、施設の詳細な仕様が決定しておらず、令和6年度中に新たな指定管理者の公募が困難であること、令和8年1月以降の青少年の家の休館を見据え、施設の使用を制限しながら管理運営を行うとともに、休館に向けた準備作業も必要になることから、施設を熟知した事業者でなければ管理運営が困難であること、この2点を勘案し、令和7年度においては、現指定管理者に随意的指定を行うことがふさわしいと考えております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

2、施設管理運営の内容、3、主な自主事業につきましては、記載のとおりでございますが、基本的に現行の内容を維持する予定でございますが、令和8年1月以降はリニューアル工事に伴い、青少年の家のみ休館を予定しています。

4、収支計画でございますが、収入は指定管理料収入が3,900万円、自主事業収入が516万円の合計4,416万円に対し、支出は管理運営費支出が3,834万円、自主事業費支出が342万円、その他支出が240万円の合計4,416万円となっています。

説明は以上です。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第20号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号 和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第2、議案第21号 和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

上田教育指導監。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田でございます。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第21号 和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

議案書160ページからでございます。

まず、提案理由でございますが、文部科学省が示すいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定に伴い、従来のいじめ防止対策委員会の担当事務を分割し、いじめ重大事態の調査審議に特化した調査組織としていじめ問題調査委員会を新たに設置することで、より高い中立性、公平性を確保するものでございます。

次に、内容でございますが、議案書161ページからの新旧対照表を御覧ください。

まず、162ページの第12条中「(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること」を削るとともに、臨時委員を規定する第15条と、当該の重大事態事案について特別の利害関係を有する委員が当該会議に出席できないとする第16条第2項を削ります。

また、第18条から第22条までを第4章として新たにいじめ問題調査委員会を追加し、いじめ防止対策委員会がこれまで担っていた重大事態に係る事実関係の調査審議に関する事務を担うことができるようにいたします。

最後に、附則でございますが、本条例は令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

なお、経過措置としまして、改正前の現時点でいじめ重大事態の調査審議を行っているいじめ防止対策委員会の臨時委員は、この条例の施行日にいじめ問題調査委員会の委員として委嘱されたものとみなし、継続して当該事態の調査審議に当たることができるようにいたします。

また、本条例の改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について、これまでいじめ防止対策委員会委員としていたものをいじめ問題調査委員会委員に変更いたします。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第21号 和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

1点だけ質問をしていきたいというふうに思いますが、今回、この理由のところにもありますけども、いわゆる重大事態調査に関するガイドラインの改定に伴いということにはなっているんですけども、要するにこの重大事態の分を特化してと言ったらおかしいですけども、別に組織をつくるということなんだろうというふうには思いますが。質問というのは、結局、重大事態かの問題かどうかというのは、どこが判断するんでしょうかと。これは重大事態ですよとか、別に重大ではないですというか、その辺の判断はどこがするのか、ちょっとそれだけお聞かせください。

○浜田千秋委員長 はい、仲谷課長。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室教育指導担当課長 教育指導担当課長の仲谷でございます。

いじめ重大事態の判断については、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）に示されておりまして、学校の設置者または学校が行います。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 学校の設置者または学校で、実際一番最初に分かるのは学校でしょうから、判断がされてくる、あるいは学校の設置者いうたら教育委員会なのか市なのかよう分かりませんが、教育委員会も含めて判断していくということなんだろうというふうに思いますけれども、それで、ちょっとほかの人がいろいろ質問するかな思うて、もう前段のほうを全部抜きましたんで、例えば、確かめだけです。重大事態の組織をつくって、その委員というのはほんまに関係者を全部除くという、除くというのか、全くの関係者でないという人というふうに聞いているんですけども、そういうことでいいですよ。

もう1点。現在、重大事態を1件抱えてるということなんですけれども、個人情報の問題もあって公表はされていないということで、そういうことでいいんですねというか、そういう事態、いいか悪いか、そういう理解をしてるんですけども、いいか悪いかだけの話です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○浜田千秋委員長 仲谷課長。

○仲谷正太郎教育・こども部学校教育室教育指導担当課長 教育指導担当課長、仲谷です。

まず、委員につきましては、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有し、かつ直接の人間関係または特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を職能団体や大学、学会等に依頼し、任命することとしております。

続いて、個別の事案の内容につきましては、被害の子どもの人権及び個人情報への配慮から、総合教育会議において非公開で協議していることから、内容についてはこの場では回答を控えさせていただきます。

以上です。

○原 重樹委員 原委員。

もう質問はそういうことで、確かめただけの話なんで結構ですけども、意見だけ申し上げておきたいんですけども、今回、調査委員会、いわゆる重大事態に対してのそういうものを別にしますよといいますか、そういうことなんですけども、組織をつくるということなんですけども。報道というかテレビ見てましたら、どこかで、どこだか忘れましたが、結局、いろいろやったんでしょうけど、これは公表もされてるところでしょうけども、やったんでしょうけども、納得いかんで、裁判までかかってくるというような事態が報道もされておりましたけども、何かいじめの問題は難しいだろうなどは物すごく思うんです。被害者のほうの問題もありますけども、加害者のほうの問題もあるというか、そういうこともあるので、両方配慮せなあかんという問題は分らないんですけども。

ただ、意見としては、今回、厚生労働省のほうがこうしたからということで別に調査委員会、重大事態を取り扱うところの組織をつくるということだけでいいのかという問題があるかと思うんです。事細かに質問しませんでしたけど、例えば、今1件抱えてて公表してないということも言われましたけれども、公表のね、指針なんかをつくっている旭川市、もちろん知ってると思いますけども、そういうところもありますし、重大事態調査のガイドラインチェックリストというものを作成する、これは兵庫県でしょうけども、明石市とか、いろんなことやってはるんですよ、もう既に。だから、そういうことを別な組織にしましたというだけじゃなくて、もうちょっと詳しくそういうものをどうしていくのかという。先ほど、学校が判断するのか、教育委員会が判断するのかは別としましてもですよ。そういうものをきちっとやっぱりつくっていく必要があるし、そういう先進例もやっぱり見て研究していくことも必要だろうというふうに思いますので、今後そういうことも含めてきちっとしていた

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

だきたいということで意見を申し上げておきたいと思います。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

はい、坂本委員。

○坂本健治委員 要望だけにしておきますので、ちょっとよろしくをお願いします。

今、原委員からもありましたように、このいじめの問題なんですけど、早期解決というか初期段階で対応するのが遅れている場合に対して、やっぱりいろいろ問題が複雑化するし、問題が大きくなるし。この選定の部分に対して、その委員の皆さんに対しては、基本的にやはり捜査権を経験したような方々、いわゆる警察であったりとか、検察はね、ちょっと上から目線の人が多いんであれなんですけれども、そういった部分の、やっぱり問題が起こったという認識に対しての重大性と、やっぱり市民が何を求めている、皆さんが何をどういう情報を求めて、その被害者、加害者がどういうふうなことがあるかということを知る情報を出さないと、やっぱり納得できないと思いますし、問題も解決できないというふうに思うんですよ。

例えば、学識経験者の方とかそういう方でいうと、そもそもやっぱり机上の空論で物事を解決するんで前に進まないのかなと。今までのいじめの問題も私も調べてみたけれども、調査報告書も読ませていただきますと、やはりもう事務的な報告書が多くて、やはりそれに対しては大変不満が多いと、満足のいく報告書が上がってないし、満足のいく解決方法が出てなかったから、今、原議員もおっしゃったように裁判になってるかというふうに思いますんで、その辺の選定委員に対しては、もうくれぐれもきちんとした形の第三者機関、要するに先生側でもなく、被害者・保護者側でもない、きちんとしたやっぱり問題は何かということ調べられるような人を選任できるような体制をしてほしいんです。

そこで、一つアイデアとしては、これ常時常設する部分じゃないと思いますんで、基本的にはいざとなったときに、リストを上げた中で、そのリストの中にやはり警察のOBもかなりいると思うんですよ、和泉市の中でも。そういったやっぱり地元愛もあるかというふうに思いますんで、そういったリストをつくった中で、いざというときにはこれになってくれませんかという人を5人でもピックアップしておけば、そういったときに瞬時にいろいろな形で動きやすいかなというふうに思いますんで、そういうことも考えながら進めていただきますよう要望して終わります。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別になしものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第22号 和泉市認定こども園条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第3、議案第22号 和泉市認定こども園条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

東教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第22号 和泉市認定こども園条例制定について、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書167ページをお願いいたします。

まず、提案の理由でございますが、「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において、公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、集団教育の確保と中部地域の待機児童への対策のため、令和8年4月に北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、168ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第1条では、幼保連携型認定こども園を設置することを規定し、第2条では、認定こども園の名称として、和泉市立北松尾こども園とその位置を規定し、第3条では、認定こども園の使用料を規定しています。

ページ変わりました、169ページをお願いします。

第4条では、使用料の減免についてを規定し、第5条では、規則への委任について規定しています。

最後に、附則でございますが、第1項にて条例の施行日は規則で定めるものとし、第2項では経過措置、第3項では準備行為について規定しています。

ページ変わりました、170ページの第4項から173ページの第8項までにつきましては、この条例を制定するに当たり、影響のある他の条例の改正を規定しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第22号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

坂本委員。

○坂本健治委員 明政会の坂本です。

それでは、質問させていただきます。

今回の北松尾認定こども園化によって幼稚園部分に預かり保育、保育園というところの延長保育が新たに認定されることになるということですが、これまで公立の幼稚園では実施していなかった預かり保育の認定が、認定こども園になることで実施されるということですが、幼稚園部分を利用される保護者にとってはありがたいことだと思っております。しかし、一方で、預かり保育が実施されることで、当たり前ですが預かり保育料が発生して、補足資料を見ると、1日で平均最大850円、夏休みなど三季休は1,250円になるということですが、それでは、この預かり保育料の着手をどのように行うのかということ、恐らく保育園の延長保育料と同じように、現場の先生が保護者から預かることになると思いますが、実際どのように想定されているのか、まずお聞かせください。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

委員御指摘のとおり、現在、保育園での延長保育料については、保育園で園長が保護者から現金で預かっており、認定こども園化により幼稚園部分で新たに実施する預かり保育料についても同様に、園で保護者から現金で徴収することを想定しております。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 多分そうなるというふうに思うんですよ。今回新たに発生するとなるこの預かりの保育料についても、保育園の延長保育料と一緒に、先生が現金で徴収することということになると思うんです。実際にどのような形で園の先生が着手するのか、もう少し詳しくお答えいただけますか。

○浜田千秋委員長 樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

現在、公立保育園での延長保育料については、毎月園長が1か月分の利用回数を集計し、各児童の月謝袋を保護者に配付の上、園において保護者から直接現金で徴収を行っております。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 延長保育については、園の先生が毎月児童ごとに利用状況を集計した上で、保護者に請求して、園で現金徴収を行っているということですが、今回新たに預かり保育を実施することで、園の現金着手はさらに増えることになると思います。過去からも、先生たちの負担軽減のためにも、園で現金の着手については見直しが指摘されているところではございますが、その検討状況についてどのようになっているかお答えいただけますか。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

委員御指摘のとおり、公立保育園における延長保育料などの現金徴収の取扱いについては、これまでも指摘を受けているところで、現在、（仮称）北松尾こども園を含めた全ての公立園でのキャッシュレス化について検討しているところでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 今回、認定こども園化にすることについては、園児が少なくなっているというところに対して集団教育の確保や、中部地域における待機児童対策として実施され

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ることに対しては本当に大変ありがたく思っております。また、うちの明政会からも、この中部地域に対しての待機児童の問題である等々の問題に対しては、予算要望でも強く要望させていただいてたところがございますので、こういったことを行うことで少しでも水際対策になるのではないかなというふうに思っております。しかしながら、新たに預かり保育を実施することにより、これまでも指摘されてきた園での現金徴収の対応については、キャッシュレス化を検討しているということで、現状はまだ不十分だというふうに今の答弁で思っております。

そこで確認ですが、現在の北松尾保育園での延長保育に係る現金徴収の実績と、あくまでも仮定の話となりますが、今回新たに実施される預かり保育に係る現金徴収の想定件数について御答弁願います。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

本年1月の北松尾保育園での延長保育の利用実績は延べ61件となっております。また、新たに実施される預かり保育については、他の民間認定こども園の実績を参照して計算しますと、(仮称)北松尾こども園の幼稚園部分では、月に50件程度の利用が想定されます。

以上です。

○浜田千秋委員長 坂本委員。

○坂本健治委員 もうこれで意見にさせていただきます。今回、いろいろ質問させていただいたんですけども、この幼稚園を認定化することによって、先ほど申したとおりの異議なく、それに対しては大変喜ばしいことだというふうに思っております。

しかしながら、先生たちが新たな負担という部分で、いろいろな部分の負担を軽減しているという動きもある中で、やはりこの現金の扱いというのは大変重要な問題だというふうに思っております。現金などで保護者から預かる部分に対して、やはりどういうふうに保管していくのか、そして毎日それを預けるのかどうするのかということは大変重要な責任も負わされる部分になりますので、ぜひともこれはキャッシュレス化していかなければならないというふうに思うんですけども、いろんな方法があるとは思いますが、それが現場に負担がない、また、預ける保護者さんにも負担がない、一番お互いウィン・ウインの関係になれるようなそのような支払い方法を推奨できるように、早期に検討していただきますことをお願いいたします。

そして、もう一つ、基本的にはこういったことを進めてる中で、計画、条例を進める中で、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

やはり時間がなかったとかいうのではなく、いろんな問題がやってから分かることもあるというふうには思うんですけども、こういったことは前から指摘されてることでありますので、そういったことに対しては、基本的に条例を上程する段階ではある程度方向性と、そして、ある程度の確実性を持った中で上程していただきますよう要望して終わります。

以上です。

○浜田千秋委員長 ほかにございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

何点か伺いたいですけれども、まず最初に北松尾の幼稚園と保育園が統合されるということなんですけれども、これは分かってはおることですけれども、認定こども園ができるのはいつなのか、ちょっとはっきり答弁願います。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、認定こども園化する時期については、令和7年度中に改修工事を実施し、令和8年4月開園を予定しています。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 令和8年4月からの開園で準備していくといたしますか、改修もするしということなんですけれども、なぜ分かり切ったことを聞いたかといいますと、今までこの北松尾幼稚園と北松尾保育園については、いろいろと意見も申し上げてきた経過があります。同僚の早乙女議員もいろいろ質問したりして意見申し上げてるというふうに思います。一言で言えば拙速過ぎるということなんですけれども、ちょっとそれはそれでまた後で意見として言いますけども、今日の質問はちょっと今まで申し上げてることをもう一回やっても時間取るだけなんで、それはやめまして、ちょっと違う質問でいきたいということですが、まず最初に、令和8年4月から認定こども園ということなんですけれども、職員の体制というのは、今それぞれがどうなって、これがどうなるのかということについて答弁を願います。

○浜田千秋委員長 樋上課長。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

現在、北松尾保育園は正職員23人中、保育士は18人です。北松尾幼稚園は正職員全員が幼稚園教諭で4人です。認定こども園における保育教諭の配置基準については、保育園の保育

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

士配置基準と同様となっており、3歳クラス以上の1号認定と2号認定子どもと一緒に過ごす教育時間については、幼稚園と同様の基準も併せて満たす必要があります。

また、認定こども園では地域の子育て中の家庭を対象に子育て支援事業を実施する必要があることを、（仮称）北松尾こども園では保育定員を増加する予定となっていることから、最終的には入所する園児数によって変動しますが、配置する職員数については、現在の北松尾保育園と北松尾幼稚園の合計人数よりも増加する見込みです。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 それが実際どうなるかというのは今ここで議論しとってもしようがない話なんですけども、正職員、保育園のほうは23人で、今、幼稚園のほうは4人ですと。足し算していただいてそれ以上になるだろうということは、それはそれで聞いておきたいというふうに思いますけれども。

先ほどもありましたけども、預かり保育の問題について聞きたいんですけども、先ほどもありましたが、ちょっと違う観点でいきたいというふうに思います。

最大1,250円かな、いわゆる休みのときですけれどもね。ということがあって、最大850円という、1日850円という資料も言っているんですけども。例えば、幼稚園は15時、3時までですよね。普通ね、普通といいますか。保育園は5時までということになって、その間、幼稚園の枠で行ってる人がやろうと思ったら、日額450円ということの資料で言えばね、そういうふうになっとるんですけども。まず、この預かり保育で聞きたいのが、今回、公立としては初めてだからこういう条例も含めて出してるということで、資料も出していただいてということにはなるんでしょうけども、民間保育園では既に、間違いなく認定こども園やってるわけですよね。じゃ、認定こども園のほうのこうした料金設定というのはどうなってるんでしょうかというのが質問なんですけれども、その辺のお答えをお願いいたします。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

預かり保育料1,250円については、夏休みなど三季休の際の1日当たりの最大料金ですが、市内の民間認定こども園では、夏休みなど三季休1日当たり最大料金として約1,500円から3,200円程度までと様々でございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○原 重樹委員 様々やと、それぞれ。それと、今、民間保育園といいますか、民間の認定こども園で幼稚園部分の在園者ってどのくらいおるか分かりますか。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

市内民間認定こども園は合計で24園ありまして、2月時点の幼稚園部分の在籍園児数については、市外の子どもも含めて約1,400人でございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 もともとの幼稚園だってバスですずっと集めてたようなところもあるわけですから、とは思いますが。1,400人って多いなというのが正直なところで思いましたが、この1,400円のうち、市内だけだったらというのは人数分かりますでしょうか。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

和泉市内の児童のみですと、約1,050人でございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

1つは、これ以上はごちゃごちゃ言うてもあれなんですけれども、なぜこういうのを聞くかという、保育園のほうは、もともと第何条か忘れましたが、保育料金やいろいろ含めて、民間等含めてのこのあれでいけば同じにしてありますよね、簡単に言いますと。しかし、この預かりの部分だけは民間の保育園同士も今様々ですから違うわけでしょう。ましてや公立がこういうふうに出してということになるわけで、それも違うわけということになりますよね。それでいいのかという問題なんです。簡単に言えばこういうものが。

確かに先ほど額から言いますと、民間園のほうは1日当たり、これ最大の分だと思いますが、1,500円から3,200円。かなりの差がここだけでもあるのに、それより安いですよというのが和泉市の今回出されたものだというふうに思いますけれども。しかし、これ、どうしていくのか分かりませんが、長い目で見りゃ、市が示した以上、市のものに右倣えみたいな形になっていくのが普通だろうというふうに思いますけれども。ただ、この部分だけ、それぞれの違いでいいのかと。

私、どこの保育園だか幼稚園でもいいですけど、選ぼうかということになったときに、い

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

やこっちは3,000円もかかるわ、こっちは1,000円で済むわとか、もうそういう発想になってきますので、果たしてそういうもので統一しなくていいのかどうか、今後統一はされてくるでしょうけども、そういうことはきちっとやっぱりしていく。参考資料でも出されていますので、それはそれで受け取っておきますけども、ということですよね。

あと、これはもう確証を得てるわけじゃないですからあれですけども、和泉市内で幼稚園部分で1,050人おるということでしたけども、これ考え方によっては、保育所がなかなか空いてなくて入れませんでしたとあって、いわゆる待機児童というやつですけども、そんなんやったら、もう私、少々お金払っても幼稚園部分で入ってこれてみたいなやつも、やろう思ったらできんことないわけで、そういうことも含めて検討をきちっとしていく。あるいは今後、預かり保育の部分というのははっきりさせていくということが必要なんではないかというふうには思っております。

再答弁求めませんけども、それはそういうふうに申し上げておきたいというふうに思います。

次の問題なんですけども、定員の問題です。現在、幼稚園と保育園の部分、当然あるんですけども、それぞれ何人の定員ということで、この4月からの定員数も、いわゆる認定こども園になったときの定員数ですよ、ちょっと教えていただけますか。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

令和7年2月現在、北松尾幼稚園の定員は70人で、園児数が17人、北松尾保育園については、定員が130人で、人数は139人在籍でございます。

また、(仮称)北松尾こども園の定員としては、幼稚園部分で3歳児から5歳児で計30人、保育園部分がゼロ歳児から5歳児で計149人、合計179人定員を予定しております。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 多分、北松尾保育園のほうは130人定員で139人おるんだというふうに思いますけれども。それとね、今の幼稚園が70人が定員だと言いますから、はっきりと合わせたら209人かというふうにはなるんですけども、合わせて179人の定員だということだね。それはもうそれで聞いておきたいとは思いますが。ただ、先ほどもちょっとありましたけども、今、3歳児以上かな、いわゆる1クラスというか1人の保育士さんというか、それに関する基準が本来変わってますよね。変わってますよねと言ったらおかしいですけども、変わ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ってるんですけども、和泉市は経過措置があるという旧来のそのままの分でいってるという問題もありますので、その辺は、果たしてこの辺がどうなるのかという問題もありますけども、そういうことを含めまして、かなりいろいろはっきり、もうちょっとはっきりさせなあかん問題もあるだろうということは申し上げて、質問はもうこれで結構です。

終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

北川委員。

○北川美穂委員 先ほど、原委員のほうからも定員のお話があったんですけども、現在の北松尾幼稚園と北松尾保育園の定員と園児数について歳児別で教えていただきたいです。また、来年度の児童数についても分かっていたら教えてください。

○浜田千秋委員長 はい、北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

まず、定員ですが、北松尾幼稚園は4歳児クラスが35人、5歳児クラス35人の70人定員となっており、北松尾保育園はゼロ歳児クラス9人、1歳児クラス15人、2歳児クラス21人、3歳児クラス25人、4歳児クラス30人、5歳児クラス30人の130人定員です。

また、令和7年2月現在の児童数ですが、北松尾幼稚園が4歳児クラス5人、5歳児クラス12人の計17人、北松尾保育園がゼロ歳児クラス6人、1歳児クラス16人、2歳児クラス27人、3歳児クラス27人、4歳児クラス33人、5歳児クラス30人の計139人となっております。

なお、令和7年4月の児童数については、北松尾幼稚園が今のところ4歳児クラス3人、5歳児クラス5人の計8人の予定で、北松尾保育園は現在選考途中にはなりますが、令和6年度と同程度になる見込みでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

現在、北松尾幼稚園の園児は13人、令和7年度は8人と定員に対して園児数がすごく少ないということが分かりました。

それでは、北松尾幼稚園と北松尾保育園が統合して認定こども園になった場合に、定員がどうなる予定なのか、どれくらいの待機児童や保留児童への対策となるのかを教えてください。

○浜田千秋委員長 北野課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

認定こども園化後の定員については、幼稚園部分については、3歳児から5歳児クラス各10人の計30人、保育園部分については、ゼロ歳児クラス15人、1歳児クラス20人、2歳児クラス24人、3歳児から5歳児クラスが各30人の計149人を予定しています。このことにより、保育園部分の定員について19人の増加となるものでございます。

以上です。

○浜田千秋委員長 北川委員。

○北川美穂委員 ありがとうございます。

北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し幼保連携型こども園を設置することで、3歳児から入園希望の1号認定の方も当園が新たな候補となること。保育園部分の定員が増えることは、19人の増員であったとしても、実際に待機児童、保留児童となっている子育て世代にとってはとてもうれしいことです。少しでも早く待機児童、保留児童が少なくなるようにと御尽力いただきありがとうございます。現在も定員130人のところ、弾力的に139人の児童を受け入れてくださっている状況ともお伺いしました。中部地域では待機児童が2名とのことですが、保留児童が300人以上いますので、認定こども園になっても可能な範囲で149人を超えて弾力的に受け入れることも必要に応じて御検討いただけますよう、今後も引き続きよろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

反対の立場で討論を行いたいというふうに思います。

今日の質問で直接しませんでしたけども、以前からも指摘しておりますように、一言で言えば拙速過ぎるということです。今までの答弁等々からでも、建物はまだ二、三十年間もつというふうに言われておりますし、保護者の納得ができていない状況です。町会からも幼稚園の3年保育の要望等々も出ましたけども、それも拒否して今回もう強行しようとするもの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

で、幼稚園の人数が減ったからということで急遽前倒しをしてやっていくということにつきましては、これはもう反対をいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第4、議案第23号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

東教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第23号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の174ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容でございますが、175ページをお願いいたします。

第16条第1項第2号中、栄養士の次に「又は管理栄養士」を加えるものでございます。

なお、この改正は栄養士法の改正に伴うものでございまして、従来、管理栄養士の国家試

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

験は栄養士の免許がなければ受けることができなかつたところ、同法の改正により、令和7年4月1日以降は管理栄養士の養成施設卒業者については、栄養士免許を取得することなく管理栄養士の国家試験を受けることができるようになったことによるものでございます。

最後に、附則でございます。176ページをお願いいたします。

この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第5、議案第24号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

辻生涯学習部長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第24号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についての内容を御説明申し上げます。

議案書177ページでございます。

提案の理由でございますが、和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会が教育委員会に答申を行い、所定の役割を終えたことに伴い、廃止するものでございます。

改正の内容ですが、178ページの新旧対照表により御説明申し上げます。

和泉市附属機関に関する条例第1条第2項の表から和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を削除するものです。

続いて、179ページをお願いします。

施行期日は令和7年4月1日でございます。

以上、誠に簡単ですが、議案第24号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）〈厚生文教所管分〉

○浜田千秋委員長 議事第6、議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）の本委員会所管部分を議題といたします。

議案の説明を願います。

黒川課長。

○黒川僚介福祉部障がい福祉課長 障がい福祉課長の黒川です。

議案第25号 一般会計補正予算（第9号）の障がい福祉課所管分について、補足資料により御説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名は障がい者自立支援介護等給付事業、議案書は歳出、210ページでございます。

本事業は、障がい福祉サービスに係る扶助費について、令和6年度当初予算では近年の障害者手帳の取得者の増加に伴うサービス利用者、利用量の伸び率を見込み、令和5年度決算額149億3,369万円に対し10.24%増加して計上しておりましたが、想定を上回って14.78%増加する見込みとなり、現状の予算額では不足するため補正を行うものです。

特に、就労継続支援サービスの利用が大幅に伸びており、当初の積算より就労継続支援A型が約2,000万円、B型が約6,000万円で、合計約8,000万円不足する見込みとなっております。その他、共同生活援助、すなわちグループホームの利用についても、当初の積算より約4,000万円不足する見込みとなっております。

障がい福祉課所管分の説明は以上となります。

○浜田千秋委員長 北野課長。

○北野剛司教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 こども未来室幼保運営担当課長の北野です。

同じく、議案第25号 令和6年度一般会計補正予算（第9号）のうち、こども未来室所管分について御説明いたします。

議案書は210ページでございます。

まず、補正の金額ですが、歳出として3民生費、2児童福祉費、3保育所費の19扶助費において、施設型給付費総額につきまして、補正前の金額46億2,713万5,000円に3億1,439万円を追加し、49億4,152万5,000円に変更するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

補正の理由でございますが、別添の補足資料のとおり、民間保育施設等に対しては国が定めた単価に基づき施設型給付費を毎月支払いしておりますが、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定により、施設型給付費の算定の基礎となる職員の人件費が10.7%程度引き上げられたことから、単価が令和6年4月1日に遡って増額となり、今年度の決算見込額が当初予算額を上回る見込みとなったため、施設型給付費の追加を行うものでございます。

子ども未来室所管分の説明は以上でございます。

○浜田千秋委員長 山下課長。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

引き続き、健康づくり推進室所管分について説明いたします。

議案書は、同じく歳出、210ページでございます。

補足資料、上から3段目、款4衛生費、項1予防衛生費、感染症予防対策事業、過年度分新型コロナワクチン接種事務費国庫補助金返還金と過年度分新型コロナワクチン接種事務費国庫負担金返還金になります。

補正の理由は、令和2年度より全額国庫補助事業として新型コロナウイルスワクチン接種事業を行いました。今回、令和4年度及び令和5年度の接種体制確保事業における国庫補助金並びに令和5年度の接種における国庫負担金の額が確定したことに伴い、余剰受入れ分を国庫へ返還するものです。

説明は以上でございます。

○浜田千秋委員長 大内課長。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

引き続き、教育施設担当所管分につきまして御説明いたします。

議案書の210ページをお願いいたします。

ページ下段の小学校施設維持管理事業の14工事請負費において、鶴山台南小学校及び光明台北小学校の消防設備等改修工事費、和気小学校防火設備改修工事費の3件で、計9,830万円を計上しております。

次に、その下の小学校大規模改造整備事業の14工事請負費において、国府小学校大規模改修工事費1億5,340万円を計上しております。

補正理由につきましては、別添の補足資料のとおり、令和7年度に計画していた校舎大規模改修や消防防災設備改修工事について、国の補正予算成立に伴い、令和6年度での補助金確保が可能となったことから、補正予算を計上の上、全額を繰越明許費として令和7年度に

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

繰越しし、事業を実施しようとするものでございます。

また、このたびの国の補正予算成立に伴い、昨年の中4回定例会で御可決いただきました補正予算のうち、小学校体育館等の空調整備等についても国の補助金が確保できたことから、財源内訳を変更する補正を行うもので、その内容につきまして別紙資料を添付しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。

なお、今回の補助金を活用することにより、市債の発行が100%認められ、単年度での一般財源負担が軽減されるほか、後年度における交付税措置も有利な条件となっております。

説明は以上となります。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第25号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

○浜田千秋委員長 議事第7、議案第26号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

議案の説明を願います。

寺田課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○寺田美香福祉部高齢介護室介護保険担当課長 介護保険担当課長の寺田です。

議案第26号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明をいたします。

議案書は216ページです。

それでは、議案第26号の補足資料を御覧ください。

今回の補正は、介護保険認定審査に係る主治医意見書作成手数料と認定調査委託料の補正を行うものですが、いずれの補正理由も同じで、令和6年度の介護認定申請件数の増加に伴い、介護度を決定するために必要な書類作成等に係る主治医意見書作成手数料及び要介護認定調査委託料に不足が生じたために行うものです。

歳出におきまして、主治医意見書手数料は1,100件分の不足が見込まれるため440万円を、要介護認定調査委託料は1,300件分の不足が見込まれるため422万3,000円を追加補正し、歳入におきまして、同額を一般会計から繰入金として繰り入れるものでございます。

なお、意見書作成手数料と認定調査委託料の不足件数の相違は支払い対象時期が異なるために生じるものでございます。

説明は以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第26号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。



◎閉会宣告

○浜田千秋委員長 以上で、本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時02分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長                      浜   田   千   秋